行為 道路 危険行為 道路右側 す る

日から「自転車運転者講習制度」が施行されます

「危険行為」を反復して行った方に講習受講が命じられます。

- 「危険行為」を反復して行った自転車利用者は、「自転車運転者 講習」を受講しなければなりません。
- ■受講命令に従わないで講習を受けなかった方は処罰されます。
- ※講習の対象となる違反行為(危険行為)は、交通切符(赤切符) で検挙されるなど、処罰の対象になった方に限ります。
- ※講習時間は3時間、講習受講額(標準額)は5,700円。
- ※講習受講を命じる基準の詳細は、各都道府県で決められます。
- ※ただし、14歳未満の子どもは処罰の対象にならないため、講習の 対象外です。

講習の 対 象となる主な違 反 (危 険

> ②歩道 1 危険行為 徐 指

2

行

自転車通行可





行しないで歩道 らなかった 步道•路 車 者優先」の 道寄りの 側帯通行中、「 を通 部 ル 分 行 ・ルを守 する (通行 歩

道路標示

用

 \mathcal{O}

ブレ

] ラ 前

危険行為8 危険行為

酒酔い運転 館 酊 状 態

をした

の 全 不適切な運転操作や、 危険を招いた 確認をせず事故 (安全運 など 安

ど 十 などを ことがあ 故などを招いた場合に適用 確認 分な安全 帯 して、 などを怠った結果、 電 ります。 話 の使用や傘差 適切 確認をしない がな運 転 操 l · で運 され 交通 作 運 :や安 転 る 転

危険行為 6

危険行為 5 通行禁

※

13

歳未満または70歳以

上

 $\overline{\mathcal{O}}$

1

歩道を通行する

3

通

行

可

を

示

す

標

識

などが

な

止

の

道

路

を通

2

入った しゃ 行する 断機が閉じた踏切 (警報機 が

鳴

って

いる時を含む) 自 転 車 を

> 8 7

運転した ブレーキがない

後に ブ レ レー

キ

がな

11

自

転

車

9

キを備えてい 自転車です。

ない とは、

 \vdash

罰

金

安全地帯や立入り禁止部 な場合は通行できます。

分を

通

する

車

トが多い

など、

車道通行

単道通行が危険道幅が狭くて

運転する場合、

道路の工事中や、 体の不自由な人が

ない ク競 が 場合を含みます。 所 定の安定基準を満たして 技

転 義務違反

自転車運転者講習の対象にはなりませんが、危険な行為



並進

無灯火

こんな行為もルール違反です!

として道路交通法で禁止されており、 処罰の対象です。

2万円以下の罰金または科料 罰則

3 6 2万円以下の罰金または 5 3月以下 万 5 万 万円以下の罰金 下 円 年 下 円 · の 罰 以下 以下 -の 罰 以 3 月以 下 · の 罰 · の 罰 の懲役または5 の懲役または 金 金 下 (過 失 の懲役または 金 金 (過失10 10 (過失同じ) 万円 1 科料 以 0 万 万 円 円 5 下 0

5万円以下の罰金(過失同じ)

(C) 8 5 3 S G (チラシ) N A L 0 3 5 1 より 転 0 2 Ρ

1

帯を通行する

0

路

側

帯

歩行者用

危険行為

信号に

. 従

わ

な

い

で

通

行

1

3

月以下

 \mathcal{O}

懲役または5

万円

下

· の 罰

ない

する

守らない

道)

を右側

通

行

逆

(走)

危険行為

3

時停

止

の

標識

があ

る交差

点

で

時

·停 止

し

買則

危険行

為順

右

山側通行

(逆行)

するな

行者の通行を妨げた

④路側帯

で、

危険な運

転に

により歩 しない を妨げ

③歩道にいる歩行者の

通

行

を通行しない

定部

分が

あ

るとき

は

そ

0)

部

で、

そうなときに、一時停止

通行場所の

ルールを